

届出審査の目安等

省令手順書に記載が必要な項目（施行通知抜粋）

I. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した 省令手順書	書類審査の目安等
i. 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。	
ii. 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。	
iii. 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。	
iv. 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。	
v. 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。	
vi. 毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。	
vii. 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。	
viii. お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること（医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等）。	
ix. お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。	
x. 薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。	
x i. 開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。	電話当番者がかかりつけ薬剤師に取り継ぐ方式でも可。かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合にはかかりつけ薬剤師と適切な情報共有をしている薬剤師を含む。
x ii. 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。	PMDAメディナビに登録し手順書内に記載すること。
x iii. 上記の iii、iv、v、vi、x、x i、x ii の実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。	

添付書類（省令手順書関係）（施行通知抜粋）

	書類審査の目安等
II. 当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表	
III. お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料	
IV. かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料	記載内容：改正省令通知 p 7 ⑤イ各項等の内容

V. 当該薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書	
VI. 直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類	薬学的管理指導計画書及び報告書【在宅又は居宅】を添付。(3件分の提出が望ましい) なお、個人情報は黒塗りで提出すること。
VII. 医療機関に対して情報提供する際の文書様式	

届出審査の日安等

健康サポート薬局業務手順書に記載が必要な項目（施行通知抜粋）

I. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した 健康サポート業務手順書	書類審査の日安等
i. 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。	
ii. 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。	
iii. 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。	紹介の取組例：改正省令通知 p 1 0 ②イ各項
iv. 上記 i～iii に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること	
v. 以下のような場合に受診勧奨すること。	
・ 医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。	
・ かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。	
・ 定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。	
・ 状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。	
・ 要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。	
vi. 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。	

添付書類（健康サポート薬局手順書関係）（施行通知抜粋）

	書類審査の日安等
II. 以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト	
・ 地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。	地域の実情に応じ、日常生活圏（例えば中学校区）の医療機関その他の連携期間が網羅的になるよう努め、特定の医療機関その他の連携先に限定しないこと。
・ 医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式であること。	
III. 以下の内容を記載できる紹介文書	
・ 紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、薬剤師から見た紹介理由、その他特筆すべき事項	

<p>IV. 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料（事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの）</p>	<p>実績としては、参加報告書や薬剤師会雑誌報告等。予定としては、パンフレット、通知等。概要、人数、参加内容の記載が記載されていること。 取組推奨例：改正省令通知 p 1 2 ⑤ア各項</p>
<p>V. 有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料</p>	<p>研修実施機関発行の研修修了証の写し、及び研修修了薬剤師の氏名・勤務日・勤務時間を示した勤務表等を添付。 なお、開局中は研修終了薬剤師が常駐できるような、体制をとっていること。</p>
<p>VI. 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料</p>	<p>衝立等個人情報に配慮した相談窓口の写真</p>
<p>VII. 薬局の外側に掲示予定のもの（健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨）が確認できる資料</p>	<p>表示は届出が受理された後に行うため、掲示予定の内容が確認できればよい。</p>
<p>VIII. 薬局の中で提示予定のもの（実施している健康サポートの具体的な内容）が確認できる資料</p>	
<p>IX. 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト</p>	<p>（別紙2）に記載の全ての薬効群について、具体的商品名を列挙したリスト</p>
<p>X. 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト</p>	<p>具体的商品名を列挙したリスト 備蓄品目の推奨例：品目要件はないが、第3回検討会での資料（別紙3）を参考とする。</p>
<p>X I. 開店している営業日、開店時間を記載した文書</p>	<p>掲示物や患者への交付資料等 なお、平日の営業日には連続して開局し、かつ、土日のいずれかは4時間以上開局すること。平日は午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上開局していることが望ましいこと。</p>
<p>X II. 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料</p>	<p>受診勧奨及び紹介の実施内容欄が記載されていること。</p>
<p>X III. 積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料（取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの）</p>	<p>おおむね過去1年間の実施報告書を添付 取組推奨例：改正省令通知 p 1 6 ②ア各項</p>
<p>X IV. 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料（取組の概要等が分かるもの）</p>	<p>取組推奨例：改正省令通知 p 1 6 ③ア各項</p>
<p>X V. 国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料</p>	<p>掲示や配布が確認できる写真等を添付</p>